



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）	1
漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	2
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	2
道路の区域の変更（道路管理課）	3
土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）	3
建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所）	3

公 告

指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧（自然保護課）	3
指定希少野生動植物種を指定することについての公聴会の開催（自然保護課）	4
建築業者の許可の取消し（技術・建設業課）	4

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程	6
沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	6

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	6
沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	7
沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	7

告 示

沖縄県告示第316号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南大東村	令和4年10月3日（月曜日） 午前10時30分から午後4時まで	南大東村役場
北大東村	令和4年10月18日（火曜日） 午前9時から午後2時まで	北大東村役場
宜野湾市	令和4年11月4日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	大山地区学習等供用施設
	令和4年11月7日（月曜日）	宜野湾市役所

	午前10時から午後3時まで	
浦添市	令和4年11月25日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	屋富祖地区学習等供用施設
	令和4年11月28日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	沖縄県中央卸売市場
	令和4年11月30日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	
うるま市字赤野、字赤道、字安慶名、石川、石川赤崎、石川東山、石川東山本町、石川曙、石川石崎、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字西原、字宇堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇段、字川崎、字川田、喜仲、字喜屋武、字具志川、字昆布、字塩屋、字州崎、字平良川、字高江洲、字田場、字天願、字豊原、字仲嶺、字前原、みどり町及び字宮里	令和4年12月2日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	栄野比地区学習等供用施設
	令和4年12月7日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	宮里公民館
	令和4年12月14日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	石川保健相談センター
沖縄市	令和4年12月5日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	安慶田自治会
	令和4年12月9日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	越来自治会
	令和4年12月12日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	諸見里自治会
宜野湾市、沖縄市、うるま市（字赤野、字赤道、字安慶名、石川、石川赤崎、石川東山、石川東山本町、石川曙、石川石崎、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字西原、字宇堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇段、字川崎、字川田、喜仲、字喜屋武、字具志川、字昆布、字塩屋、字州崎、字平良川、字高江洲、字田場、字天願、字豊原、字仲嶺、字前原、みどり町及び字宮里）、南大東村及び北大東村	令和4年12月16日（金曜日） 午前9時から午後4時まで	沖縄県計量検定所

注意 1 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第317号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊良部加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成30年沖縄県告示第343号で同意の認定をした与那原加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和4年8月30日から同年9月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊見城糸満線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字潮平西原773番地8から 糸満市字兼城浜川原453番地1まで	13.3m ～ 34.49m	1137.4m
新	糸満市字潮平西原773番地8から 糸満市字兼城浜川原453番地1	30.0m ～ 38.89m	1137.4m

沖縄県告示第320号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 糸満市字武富土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
- 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原、字武富後原及び字武富溝原のそれぞれの一部
- 4 事業施行期間 平成15年10月10日から令和5年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
- 6 変更認可の年月日 令和4年8月15日

沖縄県告示第321号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年8月30日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 守 克

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年4月14日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字屋部内渡312番4、313番3、315番3及び316番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 68.00メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物種を指定する予定であるので、同条第3項の規定により、次のとおり当該種の案を縦覧に供する。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定をしようとする希少野生動植物の種の種名

種名		科名
和名	学名	
ダイトウコオイエビ	<i>Halosbaena daitoensis</i>	ハロスバエナ科
ウリガーテナガエビ	<i>Macrobrachium miyakoense</i>	テナガエビ科
タラマメアミ	<i>Heteromysoides taramensis</i>	アミ科
コハクオカミミガイ	<i>Ellobium pallidum</i>	オカミミガイ科
ガンゼキラン	<i>Phaius flavus</i>	ラン科
ナゴラン	<i>Sedirea japonica</i>	ラン科

2 指定をしようとする理由 当該種は、個体数が著しく少ないこと若しくは著しく減少しつつあること、県内の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあること、生息地等の生息・生育環境が悪化していること又は生息地等における過度の捕獲若しくは採取によりその存続に支障を来す事情が生じていると判断されることから、特に保護を図る必要があるため

3 縦覧場所 沖縄県環境部自然保護課

4 意見書の提出 利害関係人は、次に定めるところにより、知事に指定案について意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和4年9月12日午後5時まで

(2) 提出先 沖縄県環境部自然保護課

(3) 記載事項 意見書には、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見の要旨（日本語により記述し、意見の理由を含めること。）を記載すること。

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第5項の規定により、指定希少野生動植物種の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時 令和4年9月22日 午前10時開始

2 場所 那覇市松尾1丁目6番1号 沖縄県教職員共済会館八汐荘中会議室

3 意見を聴こうとする案件 指定希少野生動植物種の指定について

4 その他 令和4年8月30日付け沖縄県公報定期第5058号掲載の指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧による意見書（異議がある旨の意見書に限る。）の提出がない場合は、公聴会を開催しない。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年8月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 (1) 処分をした年月日 令和4年6月17日

(2) 商号名 株式会社カンゲン企画

(3) 代表者名 川畑義博

(4) 所在地 名護市字瀬嵩181番地4

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第5724号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和4年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年6月17日
(2) 商号名 株式会社輝男建設
(3) 代表者名 岸本恵子
(4) 所在地 伊江村字東江上231番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第179号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月25日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年6月17日
(2) 商号名 合同会社比嘉総建工業
(3) 代表者名 比嘉雅彦
(4) 所在地 金武町字金武1746番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12117号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業、塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年6月17日
(2) 商号名 泉冷凍設備
(3) 代表者名 泉則明
(4) 所在地 南城市玉城字船越1317番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11030号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年6月17日
(2) 商号名 琉球設備サービス株式会社
(3) 代表者名 國仲一夫
(4) 所在地 那覇市金城5丁目11番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13135号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年6月17日
(2) 商号名 有限会社津城電気工事
(3) 代表者名 呉屋賢
(4) 所在地 中城村字津覇545番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第4477号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和4年6月1日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年6月17日
(2) 商号名 合同会社HKプランニング
(3) 代表者名 川原忍
(4) 所在地 名護市字為又1220番地186

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第13730号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年6月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第14号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
第20条第15号中「夏季」を「夏季等」に、「11月30日」を「12月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年8月30日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第9号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年8月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第10号中「夏季」を「夏季等」に、「11月」を「12月」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年8月30日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第8号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立鏡が丘特別支援学校の項中 「肢体不自由
病弱」 を「肢体不自由」に改める。

（沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 全県学区の部鏡が丘特別支援学校（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項を削り、同表那覇学区の部鏡が丘特別支援学校（肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「（肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者に対する教育について適用し、同日前に入学した者に対する教育については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立浦添工業高等学校の項中「情報技術科」を「^{「情報技術科}情報技術科[」]に改め、同表沖縄県立那覇商業高等学校の項中「^{「商業科}商業科[」]会計科」を「商業科」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 沖縄県立那覇商業高等学校の会計科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、なお存続するものとする。

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「普通科（」の次に「真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース、小禄高等学校普通科芸術教養コース及び」を加え、同条第2項及び第3項中「（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

「豊見城高等学校の通学区域に那覇市立那覇、

別表第1 島尻学区の項中

上山、神原、鏡原、小禄、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。
知念高等学校の通学区域に西原町を加える。
南風原高等学校の通学区域に、那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。

を

豊見城高等学校の通学区域に那覇市立那覇、上山、神原、鏡原、小禄、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。
豊見城南高等学校の通学区域に那覇市立鏡原、小禄及び金城中学校区域を加える。
知念高等学校の通学区域に西原町を加える。
南風原高等学校の通学区域に、那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--